

# コッコロ通信

vol.26  
2012.7



コッコロ

偏見で決めつけないで

噂なんかにもどわされないで

知ってほしい 私のことを

(人権メッセージ優秀作品)

何気ない言葉がつけた深い傷、

無くそう差別、

自分の町から職場から

(人権メッセージ優秀作品)

も く し



2P~3P

特集 8月は適正採用選考啓発月間です

4P~5P

人権課題について学ぼう

水俣病をめぐる人権

拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害

6P~7P

トピックス 人権センターリニューアル

シリーズ ハンセン病回復者等の人権について

8P

市町村の人権啓発の取組み

## \* 8月は適正採用選考啓発月間です \*

### 応募者の適性と能力に基づいた公正な採用選考を！

#### 採用選考の基本的な考え方

憲法では、職業選択の自由、就職の機会均等を全ての人に保障しています。

採用選考にあたっては、応募者の基本的人権を尊重し、応募者の適性と能力のみを基準とすることを基本的な考え方として実施することが大切です。

#### 公正な採用選考を行うためには

本人の適性や能力の判断に必要な事項について質問したり、書かせたりしないようにしましょう。

面接の場合、応募者の緊張を少しでも和らげたいということから、採用選考に関係のない身近な話題を取り上げるケースもありますが、それがかえって応募者に不安を与えることにつながったりします。

また、それらの質問を採用基準としないつもりでも、把握すれば結果として、どうしても採否決定に影響を与えることになり、適正な選考とは言えなくなってしまいます。

以下の事項を応募用紙に記載させることや、面接時に質問することは、就職差別につながるおそれがあります。

#### 不適切な質問例



#### \* 本籍や出生地等に関する事

- あなたの本籍地はどこですか？ ● 生まれたところはどこですか？
- 自宅はどの辺ですか？ 等

採用するにあたって本籍地や出生地の把握が必要なのでしょうか。また、現住所等を詳細に尋ねることは、身元調査に利用する目的ではないかと考えられます。

重大な就職差別を引き起こすおそれがあるこのような質問をしてはなりません。

#### \* 家族に関する事（職業、続柄、学歴、収入、資産等）

- 家族構成を教えてください。 ● 両親（父親、母親）はどんな人ですか？
- あなたの家族はどんな職業ですか？ 等

この質問は応募者の適性や能力に何ら関係のない質問です。また、家庭の状況等は応募者によっては答えにくい場合があり、心理的打撃が面接に現れる場合もあります。

こういった質問は応募者の人権侵害と就職差別につながるおそれもあります。

#### \* 思想、信条、プライバシーに関する事（本来自由であるべきこと）

- どの政党を支持していますか？ ● 尊敬する人は誰ですか？ ● どんな本を愛読していますか？
- 今、付き合っている人はいますか？ 等

思想や信条等は憲法で保障されている個人の自由権に属する事柄です。このような質問を採用選考に持ち込むことは基本的人権の侵害となります。たとえ差別の意図がなくてもその答えによって採否が左右されてしまうおそれもあります。

## 適切な質問例

### \* 導入部分

- 昨夜は眠れましたか？ 今朝は何時に起きましたか？
- 筆記試験は難しかったですか？
- 待っている間、どんな気持ちでしたか？ 等

### \* 志望動機など

- 当社はどのようなイメージですか？
- 当社を希望されたのはどんな理由からですか？
- 「働く」ことについてどのように考えていますか？
- 当社でどんな仕事がしてみたいですか？ 等

### \* 本人に関すること

- あなたの長所（セールスポイント）はどういうところですか？
- 今までで一生懸命にやったことは何ですか？
- 今までで一番楽しかったこと、うれしかったことは何ですか？
- 採用された場合、どのような姿勢で仕事にとりくみますか？
- 自分と意見が違う人がいたらどうしますか？ 等

### \* 情報交換

- 毎日通勤するのに通勤時間は大丈夫ですか？
- 1ヶ月に○時間くらい残業がありますが、よろしいですか？
- 仕事の希望はありますか？ 等

応募者の能力や適性と関係のないこと、応募者の責任でないこと、本来自由であるべきことを採用基準とすることは許されないことです。

採用面接では応募者の適性と能力を正しく判定するとともに、応募者の人権を尊重し、公平公正な採用選考の実施をしなければなりません。

熊本労働局のホームページには、質問の具体例が例示されています。参考にいただき、応募者の人権を尊重した公正な採用選考の実施をお願いします。

熊本労働局 公正な採用

検索



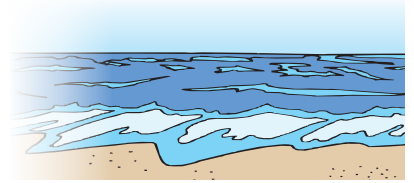
採用選考にあたり、身元調査をしたり、戸籍謄（抄）本の提出を求めることは、就職差別につながりますので、絶対に行わないでください。

熊本県では、部落差別につながるような就職に際しての身元調査をしてはならないと、条例で定めています。



## 水俣病をめぐる人権

水俣病について、正しい知識をもっていますか？  
水俣病の問題は、当事者や地域だけの問題だと  
考えていませんか？



### Q どんな課題がありますか？

**A** 水俣病の原因がまだはっきりしなかった頃、病気が伝染すると誤解され、患者が出た家庭には人が寄りつかない、就職・結婚が断られるなどの差別が起きました。また、水俣地域は水俣病の原因を作ったチッソに大きく依存していたため、患者やその家族がチッソと対立するものとして、差別や抑圧・忌避を受けたり、患者が受ける補償金が、中傷やねたみをまねくこともあるなど、地域住民のきずなが損なわれました。

地域外では、水俣出身であるというだけで結婚や就職を断られる、水俣の産品が売れないといった差別が起き、地域全体を苦しめました。

様々な教育・啓発の取組みが進められた現在でも、水俣というだけで特別視されたり、病名を水俣出身者に対する誹謗中傷の材料に使われたりするなど、被害者や地域に対する偏見や差別が残っています。

### Q どんな取り組みが行われていますか？

**A** 水俣病の被害拡大を防げなかったことについて、2004年の関西訴訟最高裁判決で国と県の責任が確定しました。このことにより、県は「被害者の救済」「地域の再生」「環境の復元」「差別や偏見をなくすために水俣病の情報や教訓の発信」等に取り組んでいます。

また、「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」では水俣病被害者の方々を迅速に救済するための措置を定めるとともに、救済措置（申請受付は2012年7月31日まで）の実施と併せて行う取り組みのひとつとして「地域社会の絆の修復」をあげています。

差別・偏見をなくすための取組みとして水俣・芦北地域の再生と地域住民間のきずなを取り戻すことを目的に『もやい直しセンター』が建設され、人々の交流の場、地域保健・福祉の中心として利用されています。

また、水俣病問題や環境問題について学ぶために、水俣湾埋立地の隣に『水俣病資料館』『水俣病情報センター』『環境センター』が設置されました。

水俣病資料館は、語り部による話など水俣病の歴史や教訓を伝える活動、水俣病情報センターは水俣病に関する情報収集や研究など、環境センターは様々な環境問題についての学習指導を行っています。

最近では、これらの施設に県内をはじめ、全国から多くの児童・生徒等が訪問し、環境学習の場として利用されています。

### Q わたしたちにできることは何でしょう？

**A** **水俣病について正しく理解し、被害を受けた方の立場に立って考え、行動することが大切です。**  
今なお、多くの人々が健康被害に苦しみ、地域の内外でいわれのない偏見や差別の問題が生じています。水俣病の問題は、科学技術や経済的豊かさの恩恵を受けてきた社会全体に関わる問題です。

この問題を、自分自身の問題と受けとめ、命や健康、環境の大切さを深く認識しましょう。

## 拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害

北朝鮮による拉致問題に関心を持っていますか？  
拉致問題の解決のため、  
あなたにできることは何ですか？



### Q どんな課題がありますか？

**A** 1970年代から1980年代にかけ、多くの日本人が不自然な形で行方不明となる事件が起きました。日本の当局による捜査や亡命北朝鮮工作員の証言等により、これらの事件の多くが北朝鮮による拉致の疑いが濃いことが明らかになりました。

2002年の日朝首脳会議において、北朝鮮側は長年否定していた日本人の拉致を初めて認め謝罪しました。北朝鮮当局による日本人の拉致は国家による犯罪行為であり、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題です。

政府認定の日本人拉致被害者17名のうち、5名とその家族の帰国は実現しましたが、残された12名の拉致被害者に加え、拉致の疑いをぬぐえない多くの方（特定失踪者）が安否不明のままとなっています。

### Q どんな取り組みが行われていますか？

**A** 国連総会において、北朝鮮の人権状況を非難する決議が2005年から7年連続で採択されています。この決議では、拉致問題を含め北朝鮮の人権状況に深刻な懸念を表明し、拉致被害者の即時帰国を含め、問題の早急な解決を強く求めています。

日本では、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」で、この問題に対する国民の認識を深め、国際社会と連携して対応することを目的に、国及び地方公共団体の責務等を定めています。

また、毎年12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とし、国民の間に広く拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題についての関心と認識を深めるため、全国各地で様々な取り組みが行われています。

これまでに政府が認定している17名の拉致被害者の中に、本県出身の松木薫さんが含まれていることから拉致問題の真相究明と早期全面解決を求め「熊本県人権教育・啓発基本計画への位置づけ」「人権問題としての啓発活動の実施」等に取り組んでいます。

### Q 私たちにできることは何でしょう？

**A** **この問題は解決していない重大な人権侵害であるという認識を深め、この問題に関心を持ち続けることが大切です。**

もしもあなたやあなたの家族がある日突然連れ去られ、数十年が過ぎた今も、ふるさとから遠く離れた国で救出を待ち続けているとしたら、あなたならどうしますか。拉致被害者やその家族の思いを受け止め、この問題に関心を持ち続けることが問題解決に向けた大きな力になります。

## \* 人権センターリニューアル \*

「人権センター」は県の人権教育・啓発の拠点として平成14年10月にオープンしました。これまで、県民のみなさまに人権意識を高めていただけるように、人権に関する図書やビデオの無料貸出しや、人権研修や学習の場としての提供等を行ってきました。このたび、より利用しやすい様に、人権センターをリニューアルしました。これからも引き続きたくさんの方のみなさまのご利用をお待ちしております！



研修スペース

少人数のグループから40人程度の団体まで、人権に関する学習や研修などにご利用できます。



ビデオ・DVDコーナー



図書コーナー



視聴コーナー

ビデオ、DVD、図書は人権センター内で視聴、閲覧できるほか、無料貸出しも行っていきます。

- ◎図書 書：お一人様 3冊まで2週間以内
- ◎ビデオ・DVD：お一人様 2本まで1週間以内

## \* 「熊本県人権教育・啓発基本計画」第2次改訂 \*

熊本県では、平成16年3月に策定した「熊本県人権教育・啓発基本計画」に基づいて、人権教育・啓発に取り組んできましたが、このたび、基本計画の第2次改訂を行いました。

今後も、この基本計画に基づき、行政・学校・企業・民間団体・家庭及び地域との連携を一層図りながら、人権教育・啓発に積極的に取り組んでいきます。

### 主な改正点

- 人権に関する法律の制定・改正や、国・県における各種計画の策定、さらには社会情勢の変化等を的確に反映させた内容にしました。
- 人権に関する重要課題について、熊本県固有の課題の動向などを踏まえ、内容をさらに充実発展させたものにしました。

詳しくは熊本県人権センターホームページをご覧ください。

## \* ハンセン病回復者等の人権について \*

平成21年4月から、ハンセン病の患者であった方等の被害の回復等を基本理念とする「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行されましたが、今も社会に残る偏見や差別が、療養所入所者の社会復帰を困難にしているという現状があります。

今回は、菊池恵楓園入所者自治会会長の工藤昌敏（くどうまさとし）さんの平成23年度のラジオ番組の内容を再構成してご紹介します。

### Q ハンセン病とはどんな病気なのですか？

A 病気そのものは紀元前からありましたので、どうしても宗教というものが入ってきて、宗教観からみた因縁というものが病気になぞられてしまいました。この病気は体に変形が残ることがありますので、それが因縁との結びつきになったんではないかと思います。要するにハンセン病は怖い病気だという考えが定着してしまったということです。

しかし、現在は治療法が確立し、障がいを残すことなく外来通院で治すこともできるようになりました。また、療養所ができて100年になりますが、療養所勤務者に発病者は一人もいません。感染しにくく、治る病気であるということ、これがハンセン病の本当の姿であることを理解してほしいと思います。

### Q 隔離政策ではどのようなことが行われていたのですか？

A 入口あって出口なしの療養隔離政策でしたから、一旦療養所に入ると、子どもであっても何らかの形で作業に携わらないとご飯が食べられないという状況にありました。生活、看護、介護まで私たちが行っていました。

### Q 現在の恵楓園の状況を教えてください。

A 現在は以前と全く変わりました。碁将棋やゲートボールなどで毎日のように園を訪れる人がいますし、見学の申し込みも毎日あります。

知らないことが一番差別になると思いますので、見て、聞いてもらうことで社会に私たちの立場を訴えています。

小学生の子どもたちが私たちの話を聞いて帰った後、いじめがなくなったと先生から手紙がきたこともあります。これは、私たちの苦しさを子どもたちが理解した結果ではないかと思います。

### Q 今後どのような療養所を目指しているのですか？

A 入所者は皆高齢ですから、漸次減っていくと療養所が寂れてしまいますので、地域の方に恵楓園で医療を受けていただいたり、暮らしていただけないかと考えています。平成23年12月1日には敷地内に保育園「かえでの森こども園」が開所しました。この思いは、私たちが100年にわたって国のおかげで生活してきたことに対する還元、皆様へのありがとうございますという意味合いでとってもらえたらなあ、という気持ちです。

# 頑張ってます

このコーナーでは、県内の市町村における人権啓発の取組みについてお知らせします。  
今回は菊池市の取組みをご紹介します。

## 第6回菊池市まちづくり人権フェスティバル

2011（平成23）年12月4日（日）、人権週間に合わせたこの日、菊池市文化会館において、「第6回菊池市まちづくり人権フェスティバル」を開催しました。

フェスティバルでは、市内の小中学生及び一般から応募のあった人権作品（作文・標語・ポスター・詩）の表彰のほか、市内の学校関係をはじめ各団体等から劇や構成詩など、日頃の人権・同和問題の解決に向けた取組の成果として、ステージ発表がありました。どの出演団体の発表においても創意工夫がされ、中でも旭志部落解放教育研究会の「明日天気になあれ」では、今なお残る不合理な部落差別の現実の中で、差別のない来るべきよき日に向けた熱いメッセージを発信し、参加者に勇気と感動を与えました。

また、人権啓発講演会では、落語家の露の新治さんによる「新ちゃんのお笑い人権高座」として、自らの体験談を交えながらユーモアたっぷりの高座が披露され、参加者は笑いの中にも大切な人権問題についての認識を深め、有意義なひとときを過ごしました。



旭志部落解放教育研究会の「明日天気になあれ」から



露の新治さんによるお笑い人権高座から

### 人権に関する相談をお受けします。

熊本県人権センターでは、相談員が面接や電話で人権に関する相談をお受けし、助言や情報提供を行っています。（相談は無料。プライバシーは守ります。）

下記の相談専用電話まで御連絡ください。

相談専用電話 096-384-5822

相談時間 9:00～12:00 / 13:00～16:00

### 熊本県環境生活部県民生活局人権同和政策課（熊本県人権センター）

住 所 〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号 [県庁行政棟新館2階]  
開館時間 8:30～17:15  
休館日 土曜・日曜・祝日・年末年始  
電 話 096-333-2299  
F A X 096-383-1206

熊本県人権センター

検索

